

秋田県条例第三十号

秋田県宅地建物取引士証書換え交付等手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十四条の十三第一項の規定による宅地建物取引士証の書換え交付（氏名の変更に係るものに限る。以下同じ。）を受けようとする者及び同令第十四条の十五第一項の規定による宅地建物取引士証の再交付を受けようとする者から、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、宅地建物取引士証の書換え交付又は宅地建物取引士証の再交付の申請一件につき四千五百円とする。

(手数料の徴収の時期)

第三条 手数料は、申請があつたときに徴収する。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別な理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

(手数料の不還付)

第五条 既に徴収した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。